## 13. 韓国における電子住民カードと市民運動

お隣の国のことであるにもかかわらず、不勉強でうっかり見過ごしていたのだが、韓国では、 以前にもふれた住民票 IC カード化をめぐって画期的な出来事がおきていた。韓国では、95 年以 来、身分証を、CPU 内蔵型の IC カード (スマートカード) を利用して、住民登録証、運転免許 証、医療保険証、国民年金証、指紋、印鑑、写真などの 7 分野 42 情報を統合した電子住民カー ド化しようとする動きが政府によって進められてきた。この計画は、最終的には 99 年に頓挫し たのだが、その背景には市民による大規模な反対運動があったという。

南北の緊張関係のなかで、韓国ではこれまでも諸外国では考えられないような住民管理が行われてきた。たとえば 17 歳になれば全国民が 10 指の指紋を登録させられていることや、住民票の記載事項が 141 項目にもわたるということなどは日本ではあまり知られていないだろう。(もちろん、日本でもかつて在日韓国・朝鮮人を始めとする定住外国人に指紋押捺を強制していたという事実は忘れてはならない。)しかし、民主化が急速に進むにつれ、このような国民管理が人権という点で問題があるという意識が高まりつつあるのが韓国の現状である。そのような状況のなかで進められようとした身分証の電子カード化とそのネットワーク化は、行政の効率化、電子産業の育成、国民の IT 意識の向上などといった政府の甘言にもかかわらず、個人情報の保護という国際的な動向に反して行政による国民管理を強化するものであるとの疑念を引き起こした。きっかけになったのは、米国に留学中のキム・ジュハンという大学院生による 96 年の問題提起であった。その後、ジャーナリズムがこれをうけた論陣を張り、多くの市民運動団体が連帯して「統合電子住民カード施行反対と国民のプライバシー権保護のための市民社会団体共同対策委員会」が発足した。多数の法律家、学者も参加したこの市民運動は、たんなる直接的運動にとどまらず、諸外国の事例研究、プライバシー権の原理的研究などをも含んだ、一大文化的運動であったといえる。

弁護士のキム・キジュン氏は、この電子住民カードが「国民を情報の主体から、情報の部分ないしは客体に転落させる」ものであるという。他の法律の専門家たちも、個人情報の保護やプライバシーという問題が、電子ネットワーク社会においては従来のような「一人にしておいてもらう権利」という個人的権利の問題の枠を越えて、行政権の大幅な肥大化というより大きな問題につながるということを指摘している。この点は、日本で議論されている個人情報保護法が民間での個人情報の取り扱いを主にターゲットにしており、行政による個人情報の取り扱いに関する規制という側面があまり強くないということを考えれば重要な指摘であろう。

政府が宣伝していた利便性ということについても疑問がなげかけられた。クラッキングはいうに及ばす、内部からの情報流出の危険性はもちろん指摘されている。しかし、簡単な暗証番号で管理される危険性ということとはまた逆に、その簡単な暗証番号を忘れてしまったならば、あるいはカードを紛失したり携帯を忘れたりした場合にどれほどの不便さが発生するかということの検証のほうも極めて重要になる。ほとんどすべての住民サービスがこのカードを提示することによって受けられるという利便性は、このカードがなければ、あるいは暗証番号を忘れたら何もできなくなるという不便さの裏返しにすぎない。対策委員会の作成したパンフレットが的確に指摘するように、「カードを無くしたら家で寝ているしかない」のである。

一般にデジタル社会は 1 か 0 の決定を絶対的なものとして行う。個人認証という点でも同じであり、その人がその人であるということの証明が絶対確実なものとして行われる必要があるかのように考えられているのがデジタル社会である。だが、これまでの現実の社会においてはそれほどの確実性は要求されていない。もちろん外国に行くときにはパスポートが必要であり、不動産取引をする場合には印鑑登録をした実印が必要になる。しかし、日常生活においては、三文判でよかったり、名刺を出したり、知り合いの紹介や顔を知っているから OK といった、けっこうルースな本人確認が行われている。それは、そのつどの目的に応じたリスクの程度というものを社会が時間をかけて学習してきたからである。かつて携帯電話の契約にはたいそうな書類の準備が必要だった。しかし、今では学生証一枚で即日使用可能になっている。逆に、たいした手続きがいらなかったプリペイドの携帯電話は、問題が発生したことによって若干の本人証明を要求するようになった。電子社会における一元的な個人情報管理は、社会からそうした学習能力を奪ってしまうことになるだろう。技術の進歩が社会の退嬰につながる好例のひとつでもある。

本稿執筆にあたっては、すでに韓国での実地調査を含めた共同研究を行っておられる園田寿関 西大学教授(刑法学)による情報提供と、ご紹介いただいた「コンピュータカードによる国民監 視を拒否した韓国の市民運動」(国民総背番号制反対共同アピールを進める会、1999,3)という 冊子に多くを負っている。記して感謝したい。

(2001年6月号)